

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年1月6日

福島県いわき建設事務所長

| | |
|--|-----------------|
| 工事（委託業務）番号 | 第25-41380-0324号 |
| 工事（委託業務）名 | 河川災害復旧助成工事（掘削） |
| 質問事項 | |
| <p>1. 本工事は「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」を遵守するものと理解して良いですか？</p> <p>2. 特記仕様書第29章三者協議の対象工事となっていませんが、受注者の申し出による三者協議は可能という理解で良いですか？</p> <p>3. 左岸N0.402付近での築堤盛土や排水工施工に伴い既設電柱移設が必要になりますが、特記仕様書第10章11の2)で工事支障物件「無」となっていることから、関係期間と協議が完了し、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？</p> <p>4. 特記仕様書第10章15の指定仮設は「無」となっていることから、図面番号31/32の「工事用道路計画図」と図面番号32/32の「仮締切計画図」には「(参考図)」の表記は無くとも任意仮設と理解しますが、図面に示された平面や横断形状に差異が確認された場合は、設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>5. 特記仕様書第10章13の「交通誘導員の配置」に「交通誘導員は出入口部に1人配置する」と記載されていますが、国道399号から戸川原ストックヤード間の市道は大型ダンプトラックと一般車のすれ違いができないため、戸川原ストックヤードへ残土運搬する際には見通しの悪い箇所において交通誘導員の配置が必須となりますか、交通誘導員の配置は設計変更の対象となるという理解で良いですか？</p> <p>6. 現地調査の結果、左岸N0.401付近に上水道配水管伏越の河川占有許可標識があるため、河川内に水道管が存在していることが考えられますか、特記仕様書第10章11の2)で工事支障物件「無」となっていることから、関係機関との協議等は完了しておりいつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？</p> <p>7. 左岸N0.406～N0.408+20.3間の護岸工の施工に伴い、市道中島・片石田線の通行止めが必要となりますか、いわき市や地元関係者との協議等は完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？</p> <p>8. 図面番号4/15の「横断図（1）」では左岸側堤防の施工に伴い、市道中島・片石田線を取壊すように図示されておりますが、いわき市や地元関係者との協議等は完了しており、いつでも速やかに工事に着手できるという理解で良いですか？また、「横断図（1）」では既設市道部は着色されておりますが、図面番号13/15の「構造物撤去工平面図」に</p> | |

は図示されていません。市道の撤去に必要な図面等は工事受注後に発注者から示されるという理解で良いですか？

9. 図面番号 4/15 の「横断図 (1)」に図示されている側溝工III-A-c-30 は、既設水路へ接続する等の流量計算を伴う詳細設計が全て完了しているという理解で良いですか？
10. 図面番号 13/15 の「構造物撤去工平面図」に旗揚げされている左岸 NO. 399 付近の階段取壊しは、図面番号 1/15 の「平面図」に示されている施工範囲外の施工となります、平面図の誤記という理解で良いですか？
11. 図面番号 15/15 の「仮締切計画図」に図示されている大型土のうの設置方法を過去に用いた施工実績では、土のうの隙間から河川水が流入しその目的を果たせませんでした。仮締切の目的を果たすための構造変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？
12. 右岸 NO. 402～NO. 410+20 間の築堤盛土の施工にあたり、県道小川・赤井平線側から大型ダンプトラックが進入できる道路がありません。小川・赤井平線側から民地を借地して工事用道路を造成する必要がありますが、設計変更の対象となるという理解で良いですか？
13. 設計書頁 0-0008 水替工は作業時排水で計画されておりますが、低水護岸の施工時には平常水位以下は常に水没することから手戻り施工を伴うことになりますが、常時排水への変更は設計変更の対象となるという理解で良いですか？

回 答 事 項

1. 御理解のとおりです。
2. 必要と認められるときは、三者協議を行います。
3. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「kinnuki3.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（1）を御確認願います。
4. 福島県工事請負契約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
5. 福島県工事請負契約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
6. 御理解のとおり地下埋設の許可工作物があります。埋設位置からは、施工上支障とならないと考えていますが、建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物(共通仕様書 土木工事編III)を遵守願います。
7. 近日、道路管理者との協議を行い、地元説明会（上小川地区）を実施します。
8. 近日、道路管理者との協議を行い、地元説明会（上小川地区）を実施します。また、図面については御理解のとおりです。
9. 御理解のとおりです。
10. 金抜設計書を修正しましたので、閲覧図書「zumen2.pdf」を御確認ください。なお、修正箇所については、別紙正誤表（2）（3）（4）（5）を御確認願います。
11. 福島県工事請負契約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
12. 福島県工事請負契約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
13. 福島県工事請負契約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。